



認定こども園・保育園 入園申込みのしおり

小規模保育施設・事業所内保育施設

— 目次 —

1. こども園、保育園等を利用するためには 2ページ
2. 教育・保育給付認定(2号・3号)について 2ページ
3. 申込みに必要な書類について 3ページ
4. 入園の申込みのスケジュール・注意事項 4ページ
5. 申込後に、書類の追加提出が必要なとき 5ページ
6. 利用者負担額(保育料)について 5ページ
7. 集団生活において特別な配慮や医療的ケアを必要とされる児童について... 6～7ページ
8. 市外からの申込み、市外施設の申込みを考えている方へ 7ページ
9. 入園申込みの流れ 8ページ

令和9年度 年齢別クラス

クラス	生 年 月 日
0歳児	令和8年4月2日 ～
1歳児	令和7年4月2日 ～ 令和8年4月1日
2歳児	令和6年4月2日 ～ 令和7年4月1日
3歳児	令和5年4月2日 ～ 令和6年4月1日
4歳児	令和4年4月2日 ～ 令和5年4月1日
5歳児	令和3年4月2日 ～ 令和4年4月1日

よくある質問は
こちらから



静岡市HP

※令和9年4月1日時点の年齢でクラスが決まります。年度途中申込みでも同様です。

お問合せ先

葵福祉事務所子育て支援課【葵区役所2階】
〒420-8602 葵区追手町5-1

☎ 054-221-1095

駿河福祉事務所子育て支援課【駿河区役所3階】
〒422-8550 駿河区南八幡町10-40

☎ 054-287-8673

清水福祉事務所子育て支援課【清水区役所3階】
〒424-8701 清水区旭町6-8

☎ 054-354-2358

清水福祉事務所蒲原出張所

〒421-3211 清水区蒲原新田一丁目21-1 蒲原支所1階 ☎ 054-385-7790

1. こども園、保育園等を利用するためには

保護者ごとに下表①～⑧のいずれかの「保育を必要とする事由」が必要です。

利用申込みの際に、保育の必要性の認定【教育・保育給付認定(2号・3号)】の手続きを行います(下記2参照)。

保育を必要とする事由		保護者の状況	入園(利用)できる期間
①	就 労	保護者が就労している(月60時間以上)	就労している期間
②	妊 娠・出 産	母親が妊娠中、あるいは出産前後である	出産予定日の前々月の初日から (多胎妊娠は、4か月前の初日から) 出産後8週間後の月末まで
③	疾病・障がい	保護者が病気やけが、あるいは心身に障がいがあり療養が必要である	疾病等が回復するまで
④	介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている(月60時間以上)	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤	災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあたっている	復旧が終了するまで
⑥	求 職 活 動	保護者が求職活動や起業準備をしている	概ね3か月間 (90日目が属する月の末日まで) ※1
⑦	就 学・ 職業訓練	保護者が就学中、あるいは職業訓練を受けている (月60時間以上)	在学・訓練期間中 ※2
⑧	虐待・DV防止	児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間

※1 入園後、概ね3か月以内に就労証明書を提出してください。引き続き求職活動により入園を希望する場合は、再度、利用申込みの手続きを行ってください(利用調整の結果、再入園ができない場合もあります)。

※2 就学認定が可能か判断が難しい場合は、各区子育て支援課までお問い合わせください。

2. 教育・保育給付認定(2号・3号)について

認定こども園等の認可保育施設を利用するためには、教育・保育給付認定(2号・3号)の申請が必要です。申請後、認定証を交付(郵送)します。この認定証は入園の決定の通知ではありませんが、入園に必要な書類ですので、大切に保管ください。

認定証には有効期間があるため、有効期間満了前に認定の更新等の手続きが必要です。

(→P5「5.申込後に、書類の追加提出が必要なとき」参照)

(1)認定区分について

認定区分	対象年齢	保育施設の利用時間	利用できる施設
2号	満3歳以上	「保育標準時間」認定(上限11時間) 又は	認定こども園・保育園
3号	満3歳未満	「保育短時間」認定(上限8時間)	認定こども園・保育園・小規模保育施設など

※ 各施設の利用時間や対象年齢等については、「施設一覧表」(別紙)をご参照ください。

(2)保育の必要量について

保育を必要とする事由		標準時間	短時間	条 件
①	就 労	○	○	標準時間:原則、月120時間以上の就労 短 時 間:原則、月60時間以上120時間未満の就労
②	妊娠・出産	○	※	※保護者から申請があった場合は短時間も可
③	疾病・障がい	○	○	疾病や障がいの程度、入通院状況等に応じて、個別に判断
④	介護・看護	○	○	標準時間:原則、月120時間以上の介護・看護 短 時 間:原則、月60時間以上120時間未満の介護・看護
⑤	災害復旧	○	※	※保護者から申請があった場合は短時間も可
⑥	求職活動	—	○	原則、短時間
⑦	就学・職業訓練	○	○	標準時間:原則、月120時間以上の就学・職業訓練 短 時 間:原則、月60時間以上120時間未満の就学・職業訓練
⑧	虐待・DV防止	○	※	※保護者から申請があった場合は短時間も可

※保護者間で必要量が異なる場合(例:父「標準時間」母「短時間」)、対象児童の保育必要量は「短時間」認定となります。

3. 申込みに必要な書類について

(1)申請書類の配布場所・提出先 第一希望の園 又は 各区子育て支援課(入園係)

(2)対象者全員が提出するもの

	必 要 書 類	備 考
①	教育・保育給付認定申請書 兼 保育利用申込書(2・3号用)	児童1名につき1枚必要です。 (教育・保育給付認定の申請書とこども園等の利用申込書を兼ねています。) ↳(P2「2. 教育・保育給付認定(2号・3号)について」参照) ※0～2歳児クラスの申込みの方は、申込書の1、2ページの写しを必ずとって保管してください。育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが必要です。
②	児童世帯状況調査票	きょうだいで申込みの場合、下の子にはコピーを添付してください。
③	個人番号(マイナンバー)申告書	申告書を専用封筒に封入し提出してください。 ※現在市外にお住まいの方(住民票が市外にある方)は、転入後に提出してください。
④	「保育を必要とする事由」を証明する書類 (下表参照)	・保護者(父母等)ごとの書類が必要です。 ・きょうだいで申込みの場合、下の子にはコピーを添付してください。



④ 「保育を必要とする事由」を証明する書類	事 由	必 要 書 類
	就 労	就労証明書(市指定様式)※1
	妊 娠・出 産	①申立書兼誓約書 ②母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日の記載があるページ)
	疾病・障がい	①申立書兼誓約書 ②医師の診断書等(申立書兼誓約書の診断書欄への記載も可)※2
	介 護・看 護	①申立書兼誓約書 ②介護保険証(介護度の記載のあるもの)やケアプランの写し等又は医師の診断書 ※2
	災 害 復 旧	罹災(りさい)証明書
	求 職 活 動	①申立書兼誓約書 ②ハローワーク登録証等の写し等 ※3
	就学・職業訓練	①申立書兼誓約書 ②在学を証明するもの ③時間割表等の在籍期間及び受講時間がわかるもの

※1 就労証明書は、令和8年9月15日以降かつ申込日から3か月以内の証明日のものを提出してください。

上記を含めて、就労証明書の内容に誤りがないか確認のうえ提出してください。

※2 申込日の3か月以内に発行された診断書を添付してください(障害者手帳等が交付されている方は診断書不要)。

※3 ハローワークに登録していない場合、申立書兼誓約書(市指定書式)に求職方法をご記入ください。

(3)該当する方のみ提出するもの (日本国内で市町村民税が課税されている場合は、下記書類の提出は必要ありません)

対 象	提出書類
令和9年4月～8月までの入園で、 令和8年1月1日時点の住所が<u>国外の方</u>	①こども園等利用者負担額所得申告書(市指定書式) ②所得申告書の金額(令和7年中の収入)が確認できる資料
令和9年9月～令和10年3月までの入園で、 令和9年1月1日時点の住所が<u>国外の方</u>	①こども園等利用者負担額所得申告書(市指定書式) ②所得申告書の金額(令和8年中の収入)が確認できる資料

※ ②の資料が外国語の場合は**日本語訳**を必ず添付してください。

※ 入園する月の前月20日頃までに提出してください。

4. 入園の申込みのスケジュール・注意事項

(1) 令和9年4月の入園

① 一次選考申込み

受付期間	令和8年10月1日(木)～11月2日(月)必着 ※ 児童面接の日程をお知らせするため、できるだけ10月15日(木)までにお申し込みください。	
児童面接	11月中旬～12月上旬に、第一希望の園において面接を実施します。 ※事前に面接日程を電子通知にて連絡するため、右の二次元コードから必ず登録ください(必須)。 ▶別紙 電子通知①(児童面接日程案内)参照 面接当日は、事前に配布した面接調書に記入した上で、園にご持参ください。	 電子通知先登録 (一次選考)
注意事項	希望園の変更等で申込内容に変更がある場合は、11月30日(月)までに 変更届等の提出をお願いします。(P5「5.申込後に、書類の追加提出が必要なとき」参照)	
結果通知	令和9年1月中旬通知予定 (郵送) ※右上の二次元コードで登録された電話番号あてに結果の速報通知(ショートメッセージ)が届きます。▶別紙 電子通知②(選考結果SMS配信)参照	

② 二次選考申込み ※二次選考は、「下記受付期間に申込みをした方」及び「一次選考で入園保留となった方」を対象に行います。

受付期間	令和8年11月4日(水)～令和9年2月5日(金)必着 ※令和8年11月3日(火)は祝日のため、受付開始が令和8年11月4日(水)となります。		
児童面接	令和9年2月上旬ごろまでに、 <u>第一希望の園</u> において面接を実施します。 ※二次選考から申込みされた方は、第一希望園と日程調整のうえ、随時面接を受けてください。 面接当日は、事前に配布した面接調書に記入した上で、園にご持参ください。		
注意事項	希望園の変更等で申込内容に変更がある場合は、 <u>2月5日(金)までに</u> <u>変更届の提出</u> をお願いします。(P5「5.申込後に、書類の追加提出が必要なとき」参照)		 電子通知先登録 (二次選考)
結果通知	令和9年2月下旬通知予定（郵送） ※二次選考から申込みされた方で、速報通知(ショートメッセージ)を希望する場合は、右の二次元コードから登録ください。 ▶別紙 電子通知②(選考結果SMS配信)参照		

※各園の一次選考後の空き枠は、1月中旬に市ホームページに掲載する予定です。

(2) 令和9年5月～令和10年3月の入園 毎月の申込み締切日は下表のとおりです。利用開始日は、毎月1日からとなります。

入園月	締切日	入園月	締切日	入園月	締切日
5月	4月5日(月)	9月	8月5日(木)	令和10年1月	12月6日(月)
6月	5月6日(木)	10月	9月6日(月)	令和10年2月	1月5日(水)
7月	6月7日(月)	11月	10月5日(火)	令和10年3月	2月7日(月)
8月	7月5日(月)	12月	11月5日(金)		

※ 入園保留となった方は、引き続き令和9年度内(令和10年3月入園まで)は毎月選考の対象となります。(再度の新規申込は不要)

※ 2～3月は、原則として翌年度4月の入園内定者から決定します。

申込みにあたっての注意点

(1) 育児休業明けの利用申込みについて

○原則、育児休業中は新規申込みできませんが、**入園月の翌月末までに復職する場合に限り、新規申込みが可能です。**

(例:5月31日までに復職する場合は、4月入園の申込みが可能)

○入園後、「復職証明書(市様式)」又は就労開始が確認できるもの(就労証明書等)の提出が必要です。

○入園月の翌月末までに復職しなかったときは、退園していただく場合があります。

○産後パパ育休制度及び育児休業分割取得制度(令和4年10月開始)に伴う認定の取扱いについては、
右記二次元コードからご確認ください。

育児・介護休業法の改正に伴う認定の取扱い



静岡市HP

(2) その他

○お子様の成長状況や保育士の配置状況等により、児童面接の結果、入園が保留となる場合があります。

○令和8年度の途中入園と令和9年4月入園の両方を申込みをし、令和8年度中の入園が決定した場合は、
令和9年4月入園申込みは取下げ(令和8年度中に入園した園に継続入園)となります。

○こども園等の利用時間や保育内容等は、各々異なります。必ず見学等を行い、希望園をご確認ください。

○新たに就職する場合は、**就労開始月の前月を入園希望月**とすることができます。

○食物アレルギーや宗教食への対応が必要なお子様については、必ず申込前に各園にご相談ください。

○入園内定を辞退した場合は、**入園内定した月の利用施設保留(不承諾)の通知は発行できません。**

5. 申込後に、書類の追加提出が必要なとき

書類の配布先

各区子育て支援課・各園（静岡市HPより、書類のダウンロードも可能です。）

入園申込後、次の(1)～(7)に該当するようになったときは、各区子育て支援課に連絡のうえ、書類の提出をお願いします。
(※書類の提出内容についての詳細は、市ホームページに掲載しています。)
なお、入園後においても認定証には有効期間がありますので、継続利用(在園)するため認定期間内に必ず必要書類をご提出ください。

(1)認定証に記載されている「保育の必要性の事由」や「有効期間」に変更があったとき

例：求職活動→就労 / 就労→妊娠・出産 / 介護→就労 / 育児休業を延長する場合など

(2)住所に変更があったとき

※静岡市から転出した場合、有効期間内でも認定証は無効になります。

(3)入園する児童のご家庭の状況に変更があったとき

(婚姻・離婚・弟妹の出生・祖父母の同別居等家族の増減等)

(4)就労先、勤務時間、就労の状況に変更があったとき

(5)入園又は転園希望する施設を変更、追加又は削除したいとき

(6)家庭内での保育が可能になった場合やその他の理由で申込みを取り下げるとき

(7)新たに同居することになった家族が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを取得している、もしくは同居家族が新たに取得・喪失・更新したとき

届出(書類の提出)が必要なとき



静岡市HP

6. 利用者負担額(保育料)について

(1)保育料の決定について

・保育料は児童と生計を一にする保護者の市民税額を算定の基礎としており、入園月の中旬に園を通じて通知します。

・保育料とは別に給食費、教材費等の費用が必要です(0～2歳児クラスは保育料に給食費も含まれます)。

なお、保育料以外の費用については、直接園へお問い合わせください。

対象児童			保育料
0～2歳児クラス	市民税非課税世帯・生活保護世帯・里親世帯の児童		無料
	市民税課税世帯の児童	第1子	保護者の市民税額を基に算定 ※1～3
		第2子以降	無料
3～5歳児クラス			無料

※1 児童の認定区分や保育の必要量、保護者の市民税所得割額等に応じた段階的な料金設定になります。

祖父母が対象児童やその父母を税法上の扶養親族にしている場合や、父母にほとんど収入が無い場合は、対象児童と同居する祖父母等のいずれか収入額が高い方の市民税額を合算して算定します。

※2 4月～8月までは令和8年度の市民税額、9月～3月は令和9年度の市民税額をもとに決定するため、毎年9月に保育料が変更されます。

※3 2歳児クラスの児童について、3歳の誕生日の前日から2号認定になりますが、その年度の3月まで保育料がかかります。

(2)支払方法について

対象施設	支払い方法
認定こども園(市立) 待機児童園(市立) 保育園	口座振替で 静岡市が徴収 します。 ・入園が決まり次第、口座振替申込の手続きを行ってください。 ・振替日は毎月の月末となりますが、その日が金融機関の非営業日の場合は翌営業日となります。
認定こども園(私立) 小規模保育施設 事業所内保育施設	各施設(園)が直接徴収 します。 支払時期や方法については、各施設(園)へお問い合わせください。

保育料の詳細についてはこちらから



静岡市HP

7. 集団生活において特別な配慮や医療的ケアを必要とされる児童について

(1) 集団生活において特別な配慮を必要とされる児童

令和9年4月1日現在3歳以上で特別な配慮を必要とされる児童については、集団保育が可能かどうかやお子様の安全の確保のために必要な保育教諭の配置数を判定するため、市立こども園では申込前に「体験保育」及び「サポート面接」の実施が必要となります。ご検討される方は、まずは第一希望の市立こども園または各区子育て支援課までご相談ください。

※集団保育が難しいと判断された場合や必要な支援体制が整わない場合には、入園できません。

結果通知までの流れ

①第一希望の市立こども園
または子育て支援課に相談



／必ずご相談ください。＼

②体験保育



3日間ほど実施します。

～9/30まで

③入園申込み



10/1～10/9

④サポート面接



申込後～11月頃
の間で実施

⑤結果通知



1月中旬頃

令和9年度
集団生活するうえで配慮が
必要なお子さんの受入れ



静岡市HP

対象児童	・令和9年4月1日現在3歳以上で、集団生活において安全な保育をするために特別な配慮が必要である児童（心身に障がいがある児童、療育を利用（予定）している児童、発達に気になる点がある児童など）
対象園	市立こども園 ※私立園は対象外となります。私立園を希望される場合は、事前に保育体制について直接希望園へお問い合わせください。
入園月	<u>令和9年4月入園のみ</u> ※一次選考の結果に基づき保育教諭の配置を決定するため、申込受付期間を過ぎた申込み（施設変更申込を含む）については入園できません。（年度途中の入園・転園についても、保育教諭の配置ができないため入園できません）
体験保育	第一希望の市立こども園または各区子育て支援課まで至急ご連絡ください。 令和8年9月30日（水）までに第一希望の市立こども園で体験保育（3日間程度）の実施が必要です。
申込受付期間	<u>令和8年10月1日（木）～10月9日（金）</u> までに第一希望の市立こども園または各区子育て支援課へ入園申込書類をご提出ください。（P3「3. 申込に必要な書類について」参照）
サポート面接	申込受付後、詳細について各区子育て支援課より通知します。
その他	今までに体験保育・サポート面接を受けたことのある方は、申込前に各区子育て支援課までご連絡ください。（面接等が省略できる場合があります。ただし、集団保育が難しいと判定され入園保留となっている児童については、再度申込が必要になります。）

(2) 集団生活において、医療的ケアを必要とされる児童

医療的ケアを必要とする児童（0～5歳児）については、集団保育が可能かどうかやお子様の医療的ケア状況を確認し、必要な看護師の配置が可能か判定するため、市立こども園では申込前に「体験保育」及び「医療的ケア児判定会」の参加が必要となります。

ご検討される方は、まずは第一希望の市立こども園またはこども園運営課(054-221-1094)までご相談ください。

※集団保育が難しいと判断された場合や必要な支援体制が整わない場合には、入園できません。

結果通知までの流れ

①第一希望の市立こども園
またはこども園運営課に相談



②体験保育



2日間ほど実施します。

～9/30まで

③入園申込み



10/1～10/5

④医療的ケア児
判定会の参加



申込後～10月頃
の間で実施

⑤結果通知



1月中旬頃

令和9年度
医療的ケアが必要な
お子さんの受入れ



静岡市HP

対象児童	医療的ケアを必要とする下記①～⑤に該当する0～5歳児 ①児童及び保護者が静岡市内に在住していること ②保育の必要があり、集団保育が可能であること ③病状や健康状態が安定していること ④病状や医療的ケアに関する情報を保護者とこども園で共有できること ⑤日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
対象園	市立こども園 ※私立園は対象外となります。私立園を希望される場合は、事前に保育体制について直接希望園へお問い合わせください。
医療的ケアの種類	経管栄養、喀痰吸引、導尿など ※その他の医療的ケアについてはこども園運営課(054-221-1094)までご相談ください。
入園月	令和9年4月入園のみ ※一次選考の結果に基づき看護師の配置を決定するため、申込受付期間を過ぎた申込み(施設変更申込みを含む)については入園できません。(年度途中の入園・転園についても、看護師の配置ができないため入園できません)
体験保育	第一希望の市立こども園またはこども園運営課まで至急ご連絡ください。 令和8年9月30日(水)までに第一希望の市立こども園で体験保育(2日間程度)の実施が必要です。
申込受付期間	令和8年10月1日(木)～10月5日(月)までに第一希望の市立こども園へ申請書類等をご提出ください。 (書類は、P3「3. 申込みに必要な書類について」参照)
医療的ケア児判定会	申込受付後、詳細についてはこども園運営課より通知します。

8. 市外からの申込み、市外施設の申込みを考えている方へ

(1) 静岡市外にお住まいで、静岡市内のこども園等を希望する場合

提出先

お住まいの(住民票のある)市町村の保育担当課

提出期限

静岡市の申込締切日の1週間から10日前まで (各月の申込締切日に静岡市の各区子育て支援課入園係必着のため)

必要書類

①申込書 (原則、お住まいの市町村の様式を使用してください)
 ②保育を必要とする事由を証明する書類 (原則、お住まいの市町村の様式を使用してください)
 ③児童世帯状況調査票 ※③、④は、静岡市の様式を使用してください。
 ④転入誓約書 ※転入予定の方のみ 静岡市HPからダウンロードできます。

注意事項

・転入予定の方は、利用開始月の前月末までに必ず静岡市への転入手続きを行ってください。
 ・転入手続き後、各区子育て支援課入園係の窓口で「静岡市様式の申請書」、「マイナンバー申告書」等をご提出ください。(ご提出がない場合、利用を取り消すことがあります。)
 ・静岡市への転入予定のない方の選考は、静岡市民の選考後に行います。

結果通知までの流れ

```

          graph LR
            A[保護者] -- ①提出 申請書 --> B[お住まいの市町村]
            B -- ②協議 申請書 --> C[静岡市]
            C -- ③利用調整(選考) --> D[結果回答]
            D -- ④結果回答 --> B
            B -- ⑤結果通知 --> A
          
```

(2) 静岡市内にお住まいで、静岡市外のこども園等を希望する場合

提出先

静岡市の各区子育て支援課(入園係) ※郵送での受付はできません。直接窓口へ提出ください。

提出期限

利用希望先の市区町村の申込締切日の1週間から10日前まで
(締切日については、利用希望先の市区町村の保育担当課にご確認ください。)

必要書類

・静岡市の様式を使用してください。(P3「3. 申込みに必要な書類について」参照)
 ・その他利用希望先の市区町村が求める書類(利用希望先の市区町村にご確認ください。)
 ・その他 ・詳細については、利用希望先の市区町村へ申込前にお問い合わせください。

結果通知までの流れ

```

          graph LR
            A[保護者] -- ①提出 申請書 --> B[静岡市]
            B -- ②協議 申請書 --> C[利用希望先の市町村]
            C -- ③利用調整(選考) --> D[結果回答]
            D -- ④結果回答 --> B
            B -- ⑤結果通知 --> A
          
```

9. 入園申込みの流れ

1 希望園の選定

園によって利用時間や保育内容等は異なります。必ず申込前に見学等を行い、希望園をご確認ください。

2 申込書類の受取・準備

「教育・保育給付認定申請書 兼 保育利用申込書」等の必要書類は各園及び各区子育て支援課にて配布しています。

※詳しくはP3「3. 申込みに必要な書類について」をご覧ください

3 申込書類の提出

ご準備いただいた書類を第一希望園または各区子育て支援課までご提出ください。

※事前に配布した「児童面接調書」については、申込時ではなく面接当日に直接、園にご提出ください。(4月選考のみ)

※育児休業給付金の支給対象期間延長手続きで必要となるため、0～2歳児クラスの申込みの方は必ず申込書の1、2ページの写しを保管してください。

4 教育・保育給付認定(2・3号)

「認定証」を交付します(後日郵送)。

※入園決定通知ではありませんが、入園に必要な書類のため必ず保管してください。

5 利用調整会議 及び 児童面接

各区子育て支援課において、各園の受入可能枠(人数)を確認し、「静岡市保育利用調整基準」に基づき指数が高い人から利用調整を行います。希望する園の受入可能枠があれば入園候補者として内定します。

※お子様の成長状況や保育士の配置状況等により、児童面接の結果、入園が保留となる場合があります。

4月入園申込

事前に第一希望の園で児童面接→利用調整会議

5月以降入園申込

利用調整会議→入園候補者として内定した場合のみ、内定した園で児童面接実施

6 選考結果の通知

利用施設決定の場合

「利用調整結果(利用施設等決定) 通知書」を送付します。

4月入園の場合

一次選考では1月中旬、二次選考では2月下旬に、「利用調整結果(利用施設等決定) 通知書」を各家庭へ送付します。

5月以降入園の場合

入園候補者として内定した方のみ、
入園前月の20日頃までに電話等でご連絡します。
また、入園月の20日頃に「利用施設等決定通知書」を園経由で送付します。

※入園内定を辞退した場合は、
利用施設保留(不承諾)の通知は発行できません。

利用施設保留(不承諾)の場合

「利用調整結果(利用施設等保留)通知書」を送付します。
※申込初回の月のみです。

- ・翌月以降も引き続き利用調整の対象(令和10年3月まで)となります。
月ごとに改めて申込みをする必要はありません。
- ・申込みを取下げの場合や希望月を変更する場合は、書類の提出が必要となりますので、各区子育て支援課へご連絡ください。
- ・入園保留で認可外保育施設等を利用する場合、要件に該当すれば無償化給付や多子世帯利用給付を受けられます。(※要申請)
また、利用状況に応じて指数が加算される場合があるため、
利用開始の際は各区子育て支援課までご連絡ください。